

大阪府職員措置請求書の補正について(回答)

平成二十七年八月 日

大阪府監査委員 御中

平成二十七年七月十六日付で通知(府 監 第1243号)のありました大阪府職員措置請求書の補正について、下記の通り回答します。

1 請求の対象としている財務会計行為等について

平成二十七年七月二日付で私が提出し大阪府監査委員事務局に収受された大阪府職員措置請求書に、別紙事実証明書・証拠五番として添付した「謝礼等明細」は、平成二十七年三月二十九日付で大阪府知事に行政文書公開請求を実施し、平成二十七年四月十日付で大阪府知事より部分公開決定通知(魅 推 第1021号)を受け、平成二十七年四月十七日付で大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進グループより一部公開された「第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウムの開催にかかる経費の支出について」と称する行政文書の該当部分の写しです。

この行政文書において、請求書記載の三名に対し謝礼として支出された旨記載されている金額の総和が 205,000 円です。

以上によって行為の存在が認められる、大阪府の公金 205,000 円が請求書記載の三名に対し謝礼として支出された財務会計行為等を、本件請求の対象としています。

2 大阪府の財務会計行為等の違法性・不当性について

文化審議会は、文部科学省設置法(平成十一年七月十六日法律第九十六号)第二十九条及び第三十条第一項及び第二項により、文化庁に設置され、文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べるものとされています。

また文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会は、文化審議会令(平成十二年六月七日政令第二百八十一号)第六条第一項及び文化審議会運営規則(平成二十三年六月一日文化審議会決定)第四条第一項に基き設置され、国際連合教育科学文化機関世界遺産委員会が作成する世界遺産一覧表に記載されることが適当と思われる我が国領域内に存在する資産の候補(以下「世界文化遺産推薦候補」という)の選定に関する事項等を調査審議するものとされており、文化審議会令第六条第六項及び文化審議会運営規則第四条第三項に基き、上記事項については世界文化遺産・無形文化遺産部会の議決をもって文化審議会の議決とするものとされています。

また文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会は、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会運営規則(平成二十四年四月二十三日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定)第二条第一項に基き設置され、世界文化遺産推薦候補の選定に関する事項等を調査審議するものとされています。

また文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会は、「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会の設置について」(平成二十六年四月二十五日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会決定)により、世界文化遺産推薦候補を選定するに際し、二年以内の推薦を地方公共団体が希望する暫定一覧表掲載案件のうち、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会が決定した案件について、当該案件を有する地方公共団体から意見聴取を行い、当該意見聴取結果を踏まえて推薦準備状況の審議を行うものとされています。

請求書記載の三名は、上記各機関において公平・公正な立場から世界文化遺産推薦候補の選定にあたるべき公職者であり、いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産推薦候補への選定を求める大阪府が、これら公職者に対しシンポジウム登壇者への起用・謝礼の支払いといった利益供与を行うことは、公平・公正な世界文化遺産推薦候補選定を歪め、不当な手段で、いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産推薦候補への選定を図る行為です。この不当性を、本件請求の対象としています。

以上

(略)

事実証明書(別紙)

追加証拠一番 部分公開決定通知書(魅 推 第1021号)